

○厚生労働省告示第二百二十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月十三日

厚生労働大臣 福岡 資麿

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百十号)の一部を次の表のように改正する。

お 出 発

別表 1

薬剤	番号
(略)	
ウパダシチニゾ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	1153、1154、1156、 1157、1161及び1162
ウパダシチニゾ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	1514
ウパダシチニゾ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	1465及び1466
(略)	
ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	952から954まで、960及び961
ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年2月9日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	1502、1503、1548から1550まで、1558、 1559、1751、1752、 1754及び1755
ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	1042から1045まで、 1050及び1051

お 出 発

別表 1

薬剤	番号
(略)	
ウパダシチニゾ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	1153、1154、1156、 1157、1161及び1162
ウパダシチニゾ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	1514
(略)	
ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	952から954まで、960及び961
ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年2月9日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	1502、1503、1548から1550まで、1558、 1559、1751、1752、 1754及び1755

(略)	<p>ゼルルクワーズ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に¹ついて承認されたものに限る。))に係るものに限る。)</p>	<p>1166から1169まで、 1171から1173まで及び 1177から1180まで</p>
	<p>ゼルルクワーズ (遺伝子組換え) (皮下注用に限る。)) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に¹ついて承認されたものに限る。))に係るものに限る。)</p>	<p>1166から1169まで、 1171から1173まで及び 1177から1180まで</p>
	<p>ゼルルクワーズ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に¹ついて承認されたものに限る。))に係るものに限る。)</p>	<p>1153、1154、1156、 1157、1161及び1162</p>
(略)		
102	<p>インロボツリヌストキニンA (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に¹ついて承認されたものに限る。))に係るものに限る。)</p>	<p>197、202、203、206、 210、215、259、260、 275、2256から2258ま で、2260、2264及び 2445</p>
103	<p>ゼルベボエチン アルプア (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に¹ついて承認されたものに限る。))に係るものに限る。)</p>	<p>5、1083、1317、1483、 1484、1528から1530ま で、1616、1619、 1622、1679、1685、 1753及び1756</p>
104	<p>イペリムマーズ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に¹ついて承認されたものに限る。))に係るものに限る。)</p>	<p>1042から1045まで、 1050及び1051</p>

(略)	<p>ゼルルクワーズ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に¹ついて承認されたものに限る。))に係るものに限る。)</p>	<p>1166から1169まで、 1171から1173まで及び 1177から1180まで</p>
	<p>ゼルルクワーズ (遺伝子組換え) (皮下注用に限る。)) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に¹ついて承認されたものに限る。))に係るものに限る。)</p>	<p>1166から1169まで、 1171から1173まで及び 1177から1180まで</p>
	<p>ゼルルクワーズ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に¹ついて承認されたものに限る。))に係るものに限る。)</p>	<p>1153、1154、1156、 1157、1161及び1162</p>
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

<p>105</p> <p>ベルズチフロン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>4、5、13、14、25から27まで、392から394まで、403、404、412、1077、1078、1084、1089、1090、1316、1319、1321、1483、1484、1528から1530まで、1618、1621、1625、1677、1682、1686、1751、1752、1754及び1755</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>106</p> <p>ソタテルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>655から666まで、668及び669</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>107</p> <p>トアルクエタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>2034、2035、2040及び2041</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

附 則

この告示は、令和七年八月十四日から適用する。